

定性的な開示事項

■自己資本調達手段の概要

当行の自己資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金により構成されております。なお、当行の自己資本調達手段の概要は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	
	2025年3月末	2026年3月末
普通株式	170,900	170,900
無議決権株式	45,000	45,000

■銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度につきましては、自己資本比率告示において規定されるリスク・アセットと自己資本に基づき算定される自己資本比率を、定期的に経営陣に報告しております。また、規制に含まれないリスクを勘案した自己資本充実度の評価として、リスク資本管理を行うことにより、規制上の最低自己資本比率にかかわらず、自己資本がリスク量を安定的かつ十分に上回っていることを定期的に確認しております。今後の自己資本比率につきましては、経営計画を踏まえた資本計画に基づき適切な比率を維持する所存であります。

■信用リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

当行は、信用リスクの統合的な管理及び個別与信並びにポートフォリオ全体の信用リスクの定量的、経常的な把握・管理について「クレジットポリシー」及び「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスクを管理しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別与信あるいは与信ポートフォリオ全体のリスクを適切に管理するため、行内格付制度により、与信先あるいは与信案件ごとの信用リスクを適切に評価するとともに、与信リスクの計量化を行うことで、信用リスクを定量的に把握、管理しております。また、与信ポートフォリオの健全性と収益性の中期的な維持や改善を図るために、適切な範囲での信用リスクのコントロールや集中リスクの抑制、問題債権の抑制・圧縮に努めております。

当行では、リスク統括部投融資企画室が与信ポートフォリオの管理、運営方針などの企画・立案、実効性の高い信用リスク管理体制の実現に努め、定期的にエグゼクティブ・コミッティ及び信用リスク委員会などに信用リスク管理の状況について報告する体制としております。

審査部は個別与信案件の審査等を担当し、新規取り上げ時の審査を行うとともに、自己査定基準に基づき、定期的に個別資産内容の実態把握を行っており、審査部によるその適切性の検証、内部監査部による監査を通じて資産の健全性を確保する体制を整えております。

当行では、バーゼルⅢにおける信用リスク・アセット額の算出には、標準的手法を適用しております。なお、証券化エクスポージャー等、自己資本比率告示に特別な定めがある場合には、それに従い算出しております。

2. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

S&Pグローバル・レーティング（[S&P]）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（[Moody's]）、フィッチレーティングスリミテッド（[Fitch]）、格付投資情報センター（[R&I]）、日本格付研究所（[JCR]）及び経済協力開発機構を参照しております。

なお、S&Pグローバル・レーティング及びムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクの格付が付与されていない海外の与信先については、フィッチレーティングスリミテッドの格付を参照しております。

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

上記(1)と同様の格付機関を利用しております。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

1. 信用リスク削減手法に関する方針

標準的手法採用行である当行では、信用リスク削減手法として簡便手法を採用しております。これは、自己資本比率の算出時における信用リスク・アセットの額算出において、自己資本比率告示に従ったエクスポージャーの算出を行い、告示に定められた所定のリスク・ウェイトを反映しております。

2. 信用リスク削減手法全般に関する管理

与信枠について年1回以上の頻度で見直しを行う傍ら、債権保全を目的として担保価値などを定期的に再評価しております。

3.信用リスク削減手法の種類

(1)適格金融資産担保（簡便手法）

自己資本比率告示第89条に規定されている条件を満たすもの。

(2)貸出金と自行預金の相殺

貸出金と自行預金の相殺を用いるにあたっては、自己資本比率告示第117条に規定されている条件を満たす貸出金と自行預金を相殺し、その控除後の金額を自己資本比率に用いるエクスポージャーの額としております。

(3)保証とクレジット・デリバティブ

自己資本比率告示第118条、第119条及び第122条の条件を満たす保証。自己資本比率計算上の信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブを用いることはしておりません。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

1.取引相手のリスク

派生商品取引等に伴う取引先信用リスクについては、自己資本比率告示に従い、カレント・エクスポージャー方式によりリスク量を把握しております。

2.与信枠の管理

取引相手の派生商品取引等の与信枠は、すべてのオン・バランス取引等の与信枠と合算した与信枠総額で管理しております。

なお、長期決済期間取引に該当する取引はありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

1.リスク管理の方針及びリスク特性の概要

(1)リスク管理の方針

当行での証券化商品に対する取り組みは、リスクを確実に認識し、計測・評価・報告するための体制を確保するために、「証券化エクスポージャー」の定義を明確化し、営業部門から独立したリスク管理部署が、「証券化エクスポージャー」の認定・リスクの計測・評価・報告までの一元管理を行う体制としております。

(2)リスクの特性の概要

保有する証券化エクスポージャーに関連して、信用リスク、金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引により発生するものと基本的には変わるものではありません。

保有する証券化エクスポージャーの裏付資産に係る流動性リスク（オリジネーターが破たんした場合に、正常稼働までの期間に必要な流動性リスク）等が内在します。

2.自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーに該当する証券化商品について、リスクの状況及びパフォーマンスの評価のため、原資産の状況に関する情報等を継続的にモニタリングし、その結果を定期的にリスク管理部署に集約、報告する体制を整えております。

3.信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当ありません。

4.証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

外部格付が付与されている証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出には「外部格付準拠方式」を使用し、無格付の証券化エクスポージャーについては、自己資本比率告示第267条に規定されているリスク・ウェイトの上限を適用する方法又は1250パーセントとする方法を使用しております。

5.証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

該当ありません。

6.銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

当行は、第三者の資産に係る証券化取引を行う場合、証券化目的導管体として、主に信託を使用しております。また、当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しております。

7.銀行の子法人等及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
該当ありません。

8.証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識、その評価並びに会計処理は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)等に準拠しております。

9.証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

S&Pグローバル・レーティング(「S&P」)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(「Moody's」)、フィッチレーティングスリミテッド(「Fitch」)、格付投資情報センター(「R&I」)及び日本格付研究所(「JCR」)を参照しております。

なお、S&Pグローバル・レーティング及びムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクの格付が付与されていない海外の与信先については、フィッチレーティングスリミテッドの格付を参照しております。

10.内部評価方式を用いている場合、その概要

該当ありません。

11.定量的な情報に重要な変更が生じた場合、その内容

該当ありません。

■CVAリスクに関する事項

1.CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

当行は、CVAリスク相当額を簡便法にて算定しております。当行のCVAリスクは主に金融機関とのカバー取引である為替スワップやオプション取引等に伴うものになります。

2.CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAリスクとは、デリバティブ取引における、相手方の信用力の変化に伴うエクスポージャーの時価変動リスクのことをさします。派生商品取引については、当行の体力(自己資本)及び取引相手の信用度に応じた与信限度額等の設定や、エクスポージャーの変動に応じた担保の管理を行っております。尚、CVAリスクは限定的であることからヘッジは行っておりません。

■マーケット・リスクに関する事項

当行では、マーケット・リスクについて不算入の特例を適用しているため、該当ありません。

■オペレーショナル・リスクに関する事項

1.リスク管理の方針及び手続の概要

当行では、「オペレーショナルリスク管理方針」を定め、金融業務の多様化・複雑化に伴い生じるさまざまなオペレーショナル・リスクを適切に特定、評価、コントロール、モニタリングするための手法・態勢の整備及び強化に向けた取り組みにより、オペレーショナル・リスクを統合的に管理しております。また、オペレーショナル・リスクを構成する主要なリスクを分類し、各リスク管理担当部署においては諸規程及び管理体制を整備することにより、各リスクのモニタリングを実施しております。各業務所管部署においては自部署に潜在するリスクと現在のコントロールについての定期的な評価及び継続的な改善を行っております。なお、各々のリスク管理の状況については定期的にエグゼクティブ・コミティやリスクマネジメント委員会に報告する体制としております。

2.BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)、FC(金融商品要素)を合計して算出しております。なお、ILDC、SC及びFCの額は自己資本比率告示第305条に定められた方法に基づき算出しております。

3.ILMの算出方法

ILMについては自己資本比率告示第306条第1項第3号に基づき、「1」を用いております。

4.オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門はございません。

5.オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失はございません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定で保有する出資等又は株式等については、保有目的とリスク特性に応じ、市場リスクあるいは信用リスク管理の枠組みに基づき、リスクの許容量に上限を設定する等適切な方法で管理を行っております。当該エクスポージャーについては、自己資本比率告示第76条に規定されている条件に従いリスク・ウェイトを判定しております。

■銀行勘定の金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値(現在価値)や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益(金利収益)が変動するリスクのことであり、当行では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し管理しております。金利リスク量としては、金利が1ベースポイント上昇した場合の現在価値変動額(BPV)を使用して、リスク管理を行っております。また経営体力(資本水準)の範囲内で業務計画に応じて許容するBPVの上限を設定し、日々モニタリングすることにより管理しております。BPVのコントロールについては、資産や負債の残高や期間構成を変化させるだけでなく、金利スワップ等のヘッジ手段も使用しております。

2. 金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスクは、保有する資産や負債等の将来キャッシュ・フローを推定し計測しております。そのうち、流動性預金(当座預金や普通預金等預金者の要求によって随時払い出される預金)の満期の認識によって、金利リスクが大きく変動することがあります。そのため、日本円及び米ドルの流動性預金については、金利リスク算定時に以下の前提で計測を行っております。

流動性預金の満期の認識については、流動性預金のうち、i) 過去5年の最低残高、ii) 過去5年の最大年間流出量を現在残高から引いた残高、iii) 現残高の50%相当額のうち最小の残高の日本円は90%、米ドルは80%を上限とし、5年後までに滞留すると見込まれる金額をコア預金(最長5年、平均期間2.5年)と認識しております。流動性預金全体の満期については、平均満期が1.0年、最長5年の取引として金利リスクを計測しております。

住宅ローンの期限前返済、定期預金の早期解約等、その他の行動オプション性の考慮は行っておりません。

3. 金利リスク

銀行勘定の金利リスクにおいては、金利ショック下の現在価値変動(Δ EVE、Economic Value of Equity)及び金利収益変動(Δ NI、Net Interest Income)を算定しております。バーゼル規制第二の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)として、過度に金利リスクを取っている銀行を抽出するための「重要性テスト」がありますが、これは金融庁指定のシナリオに基づく Δ EVEの自己資本に対する比率を算定し、金融庁が結果をモニタリングするものです。当行の Δ EVEについては、金利上昇時に現在価値が減少し、指定のシナリオのうち上方パラレルシフトの Δ EVEが最大値となります。「重要性テスト」の基準は「20%超」ですが、当行は12.629%であり、20%以内に収まっております。 Δ NIについては、金利低下シナリオにおいて金利収益が増加、金利上昇シナリオにおいて金利収益が減少する結果となります。

計測対象については、当行単体が対象であり、 Δ EVE及び Δ NIの算定は、金利リスクを内包する資産及び負債残高(全通貨円建)の5%以上を占める主要な通貨(日本円及び米ドル)を対象に、通貨ごとに算出した現在価値の減少額を単純合算して算出しております。

Δ EVEとは、金利ショックに対する現在価値の減少額であり、計測前提としてクレジットスプレッドは含みません。なお、現在価値が減少する場合を正の値で表示しております。